

町会・町内会などによる地域コミュニティ活動が活発な街、青森市。
地域内の多様な主体が連携し、地域の個性を活かしながら、
安全・安心に暮らせる地域社会づくりを進めるとともに、
他の自治体との広域連携による地域活力の維持・向上を図る
「まち創り」に取り組みます。

第1節

地域内連携・広域連携の推進



金魚ねぶたづくり体験

現状と課題

《地域コミュニティ^{※1}の状況》

● 地域活動を支える担い手が不足しており、また、地域課題も多様化・複雑化していることから、

その解決は、地域だけ、行政だけでは対応が困難となっています。

《基礎的自治体^{※2}のおかれている状況》

● 人口減少・少子高齢社会の中、地域活力の維持・確保や地域経済を活性化させていくためには、個々の市町村での取組だけでは難しくなっています。

《国際・国内交流の状況》

● 国内外の友好交流都市をはじめとする都市間・地域間の連携を深め、さまざまな分野における交流を通じて、地域の活性化や誘客促進につなげていくことが重要となっています。

● 本市の気候や地理的条件等を理由に、本市は移住先として選択されにくい傾向にあります。



農業体験（おおの地域まちづくり協議会）

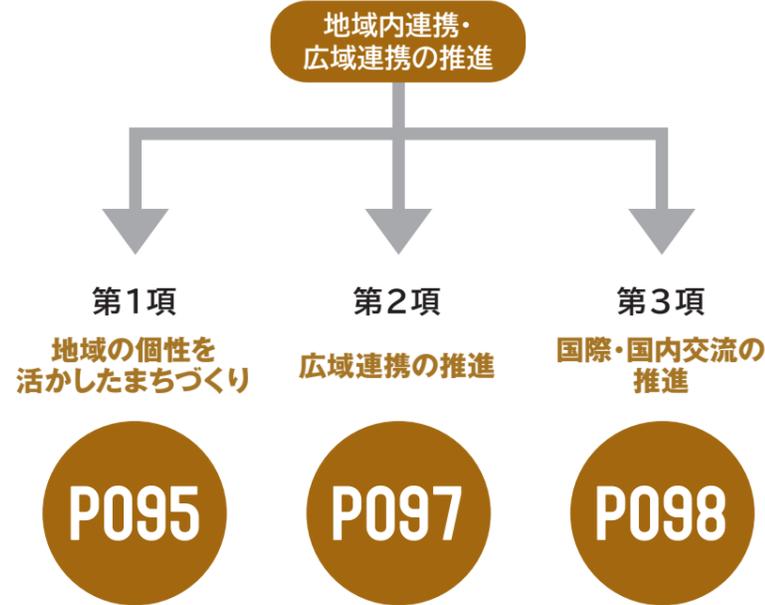
基本方向

若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、市民や町会等の地域コミュニティ、ボランティア、NPO^{※3}をはじめとする市民活動団体など多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活圈や経済圏が密接に結びつく地域や共通の資源を持つ近隣地域との広域連携を推進することで、地域活力の維持・向上を図るとともに、青函交流をはじめとした国内外の都市との交流を推進します。



施策の体系



※1 [地域コミュニティ] 地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
 ※2 [基礎的自治体] 地方公共団体である市・町・村の総称。地方自治法第2条第3項では、「基礎的な地方公共団体」として、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県（地方自治法第2条第5項）に対比される。基礎自治体ともいう。
 ※3 [NPO] 利益を求めめるためではなく、主に公益的な目的の実現のために活動する組織。「Non-Profit Organization」の略。

第1項

地域の個性を活かしたまちづくり

若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成を支援するとともに、行政のみならず、多様な主体の連携・協働により、多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

主な取組

地域活動の担い手育成

● 地域に暮らす住民の安全・安心や暮らしやすさの維持・向上を図るため、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成と参加を促進します。

● 町(内)会をはじめとする地域活動団体の法人化や、市民活動団体の設立に向けた取組への助言・情報提供など、地域において活動する団体や組織の育成を進めるとともに、行政をはじめ、各種団体間の連携を促進します。

地域コミュニティ^{※1}活動の支援

● 地域の祭りや行事など、世代やライフスタイル^{※2}の違いを超え、地域住民が集い、共に活動できる場づくりや環境づくりに対する支援を通じ、地域への誇りや愛着を醸成し、地域コミュニティによるつながりを強める活動を促進します。

● 地域の特性やニーズに応じ、地域が所有・管理する市民館の整備やコミュニティ活動に対する支援などを通じ、地域の実情に応じた、地域コミュニティ活動の活性化を促進します。



油川盆踊り大会 (油川コミュニティ協議会)

多様な主体の連携・協働

● 市民、町(内)会、各種団体などと行政が連携・協働するとともに、行政をはじめ、市民やボランティア、NPO^{※3}、民間企業、大学など、地域における多様な主体が共にまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。



幸畑ヒルズねぶた祭 (幸畑団地地区まちづくり協議会)

目標とする指標

● 市民活動団体との連携事業数

市が市民活動団体と連携して実施した事業数

基準値: 30件 (2017(平成29)年度)

目標値 → 36件



※1[地域コミュニティ] 地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

※2[ライフスタイル] 衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方までを含む生活様式。

※3[NPO] 利益を求めめるためではなく、主に公益的な目的の実現のために活動する組織。「Non-Profit Organization」の略。

第2項

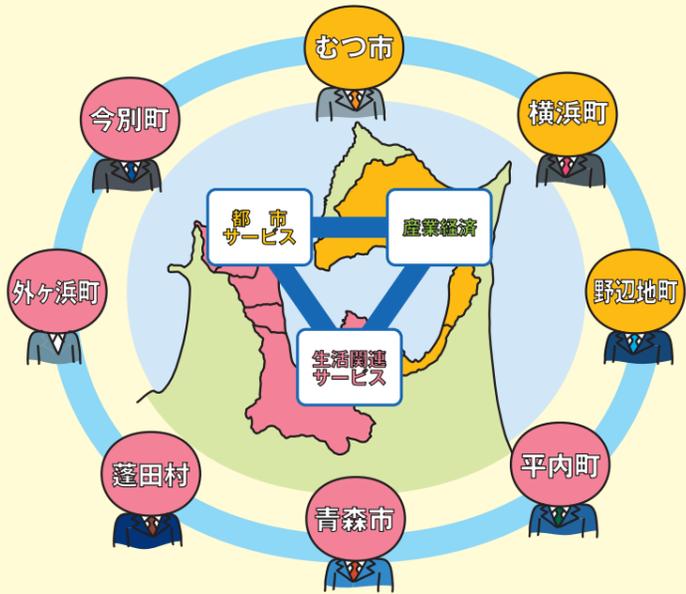
広域連携の推進

人口減少社会において、地域活力の維持・向上を図るため、生活圏や経済圏が密接に結びつく地域や、共通の資源を持つ近隣地域との広域連携を推進します。

主な取組

地域活力の維持向上に向けた連携

- 産業経済、都市サービス、生活関連サービスなど、幅広い分野において、生活圏や経済圏が密接に結びつく近隣市町村との連携した取組を更に進めます。
- 陸奥湾沿岸の市町村と環境、経済、観光団体等が一体となって、環境保全活動、陸奥湾の自然や資源を活かした産業・観光振興の取組を進めます。



目標とする指標

● 広域連携の事業数
市が近隣市町村等と連携して実施した事業数

基準値：12件(2018(平成30)年度)

目標値 **22** 件



第3項

国際・国内交流の推進

青函交流をはじめとした国内外の都市や地域との交流を推進します。

主な取組

国際・国内交流の推進

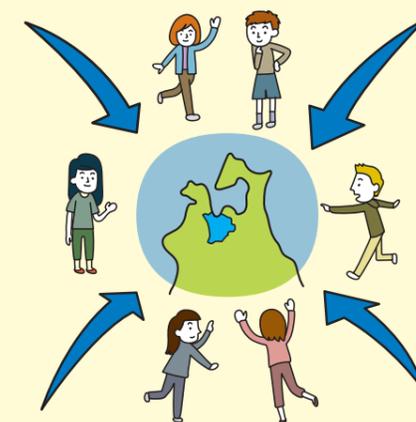
- ツインシティの盟約を結ぶ函館市と、経済、観光、スポーツ、文化等の分野における一層の交流を推進することにより、両市の更なる活性化と一体的な発展を図ります。
- 友好都市である屋久島町や縄文遺跡を有する都市等と、地域資源を活用した交流を推進します。
- これまで築き上げてきた中華人民共和国・大連市などの海外友好交流都市とのネットワークを活かし、経済・文化・観光など、交流の効果を明確にした交流を推進します。
- 市民が気軽に国際交流活動に参加できる環境づくりに向け、市民活動団体の自主的な活動を支援することも

に、社会・経済をはじめとした各種分野における国際化・グローバル化^{※1}の推進に対応した地域づくりを進めるため、市民の国際交流・国際理解の醸成、交流機会の創出を図ります。



移住・定住の促進

- 本市に関心を持ち、継続的に関わる「関係人口」^{※1}の拡大に取り組みます。
- 移住希望者に対し仕事や暮らしなど移住に関する情報を効果的に発信するとともに、移住相談体制の充実を図ります。
- 移住体験など移住希望者のニーズに応じた体験機会の充実を図るとともに、移住者が地域との関わりを持ちながら、多様な分野で活躍できるよう受入環境の整備を進めます。
- ふるさと青森への回帰に向け、国、県、関係団体と連携したリターン等希望者への就職支援や就農支援など、支援の充実を図ります。



目標とする指標

●国際交流事業の参加者数

市が関わっている
各種国際交流事業への参加者数

基準値：1,343人(2017(平成29)年度)

目標値 **1,452**人

●国内交流事業の参加者数

市が関わっている
各種国内交流事業への参加者数

基準値：2,053人(2017(平成29)年度)

目標値 **2,063**人

●本市への移住者数

県または市の移住相談窓口等を通じて本市へ移住した人数

基準値：17人(2017(平成29)年度)

目標値 **42**人



ケチケメート市青少年訪問団
来青時の交流活動(青森ねぶた祭参加)

※1【関係人口】移住でも観光でもなく、地域にルーツをもつた、過去に転勤など居住の経緯があったかた、まちづくりに参加しているかたなど、地域の人々と多様に関わる地域外の人材のこと。

第2節

安全・安心な市民生活の確保

現状と課題

《交通事故の状況》

●近年、交通事故の発生件数自体は減少傾向となっているものの、高齢化の進展に伴い、高齢者が被害者または加害者となる事故が顕著となっています。

《防犯対策の状況》

●刑法犯認知件数は減少してきているものの、犯罪の巧妙化・悪質化による被害が社会的な問題となっています。

●地域の安全・安心を守る地域防犯活動団体の担い手の減少・高齢化が進んでいます。

《消費生活の状況》

●悪質商法などの消費生活に関するトラブルが高度化・多様化しており、年間1300件以上の消費生活相談があります。

交通事故発生件数(青森市)



(H:平成)
出典:青森県警察本部

青森市民交通安全行動の日(無事故の日)



基本方向

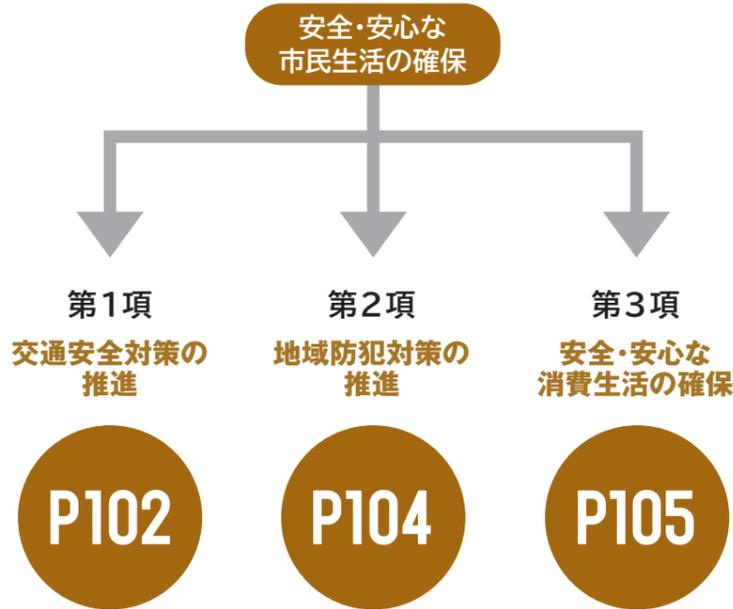
幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

また、地域防犯活動団体の担い手を確保するとともに、防犯に関する広報活動や警戒活動等を開催し、地域の防犯意識の高揚を図るほか、消費者の安全・安心の確保のため消費者教育・啓発活動を推進します。



交通安全運動の様子

施策の体系



第1項 交通安全対策の推進

幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全意識の啓発と市民の参加・協働による交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。

主な取組

交通安全意識の普及啓発

- 地域・学校・関係団体などと連携を図り、効果的な機会を捉えながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた啓発活動を展開し、交通安全意識の普及啓発を図ります。
- 高齢者が被害者または加害者となる交通事故の減少に向け、高齢者に対する交通安全指導をはじめめとする安全対策の充実を図るとともに、加齢や病気などを理由に運転に不安を感じる人などが自主的に返納することができる、「運転免許自主返納制度」の周知を図ります。
- 交通事故による被害を最小限に抑えるため、シートベルト及びチャイルドシートに関する正しい知識や認識の普及啓発を図ります。

交通事故の死傷者数の推移（青森市）



(H:平成)
出典:青森県警察本部

- 自転車利用者による交通事故を防止するため、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」などの自転車安全利用五則※1に基づき、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナー向上を図ります。

交通安全活動の推進

- 市民や事業者、行政などが連携し、市民が主体となる交通安全活動を推進します。
- 子どもと高齢者を交通事故から守るため、地域と行政が連携した交通安全活動を促進します。

交通安全施設等の充実

- 関係機関・団体などと連携し、信号機やロードミラーをはじめとする交通安全施設などの必要性に応じた整備の促進を図ります。

目標とする指標

● 交通安全運動参加者数

交通安全運動に参加した市民の人数及び啓発した市民の人数

基準値：15,526人(2017(平成29)年度)

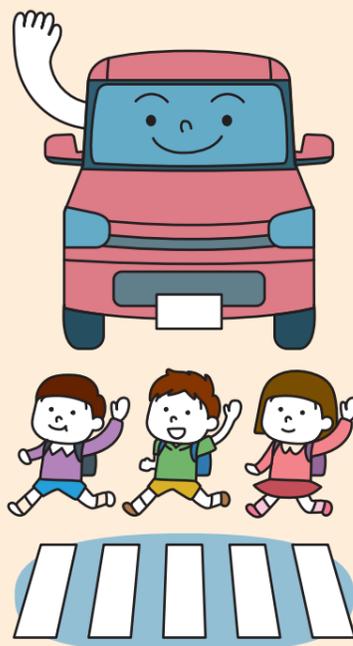
目標値 **16,000**人

● 交通事故による死傷者数

交通事故による年間の死傷者数

基準値：914人(2018(平成30)年)

目標値 **810**人



※1 [自転車安全利用五則] 2007(平成19)年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部(内閣府)で決定された自転車の通行ルール

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

第2項

地域防犯対策の推進

地域防犯活動団体の担い手を確保するとともに、防犯に関する広報活動や警戒活動等を展開し、地域の防犯意識の高揚を図ります。

主な取組

地域防犯意識の高揚

- 地域内での効果的な防犯対策などの情報共有を通じ、注意を喚起するなど、地域の防犯に関する広報活動や警戒活動を展開します。
- 地域住民相互の声掛けや見守りなど、自主的な防犯活動を行う地域団体や町(内)会の活動を促進します。

地域防犯体制の充実

- 防犯灯の設置・管理などにより、地域の防犯対策を支援するとともに、地域や事業者、行政が連携した防犯体制を構築します。
- 広報活動や警戒活動等の地域安全活動を行っている地域防犯活動団体を支援します。

刑法犯認知件数(青森市)



目標とする指標

● 犯罪発生件数

刑法犯の認知件数

基準値：1,063件(2018(平成30)年)

目標値 **1,000**件



第3項

安全・安心な消費生活の確保

消費者教育・啓発活動を推進するとともに、消費者の安全・安心の確保を図ります。

主な取組

消費者の安全・安心の確保

- 消費者団体の活動を支援するほか、市民向けの講座などによる知識の普及を通じ、消費者が自らトラブルを回避できるよう、啓発活動を進めます。
- 消費生活に関するトラブルの事例や対策、注意を要する点など、きめ細かい情報を広報紙や市ホームページなどの各種広報媒体で周知するなど、適時適切な情報提供を進めます。
- 青森市民消費生活センターにおいて、トラブルの解決に向けた確かな助言を相談者に行うほか、必要に応じて、事業者とのあつせんや他の機関を紹介するなど、消費生活相談を実施します。
- 多様化・複雑化する消費者問題に対応し、消費者の安全・安心の確保に向けて、地域におけるきめ細かな対応等、消費者団体や関係機関などとの連携強化を図ります。



消費生活センターの様子

目標とする指標

● 啓発事業などへの参加者数

消費生活に関する各種啓発事業に参加した市民の人数及び啓発した市民の人数

基準値：3,403人(2017(平成29)年度)

目標値 **4,000** 人



第3節

ユニバーサル社会の形成

現状と課題

《男女共同参画の状況》

● 仕事や家庭、地域生活などにおける個人の活動や生き方が多様化する中で、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、男女共同参画意識の醸成を進めていくとともに、職場等における男女共同参画への理解を促進し、女性の一層の社会参画を図っていくことが重要となっております。

《互いを尊重し支え合う社会の状況》

● 誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしていく環境づくりが重要となっております。

● 本市には、外国の国籍のかたが約1000人居住しており、また、近年の外国人観光客の増加などにより、まちで外国人を見かけることや、学校・地域社会でも異文化に接する機会が増えています。

● 本市に在住する全ての人々が、互いの文化や習慣の違いを認め合い、共に生きる多文化共生^{※2}のまちづくりを進めることが重要となっております。

《平和意識の状況》

● 近年、DV^{※3}、児童虐待及びインターネット上のいじめなどが増加傾向にあります。

● 戦争を知る世代が減少する中で、平和意識の醸成を図るとともに、青森空襲があったという事実を風化させないため、平和の大切さを継承していくことが重要となっております。

※1 [ユニバーサル社会] 市民一人ひとりがお互いの違いや人格を尊重しつつ、それぞれが対等な社会の構成員として自立し支え合うとともに、すべての市民が持てる能力を最大限発揮できる社会。

※2 [多文化共生] 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※3 [DV] 夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれる。「Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)」の略。



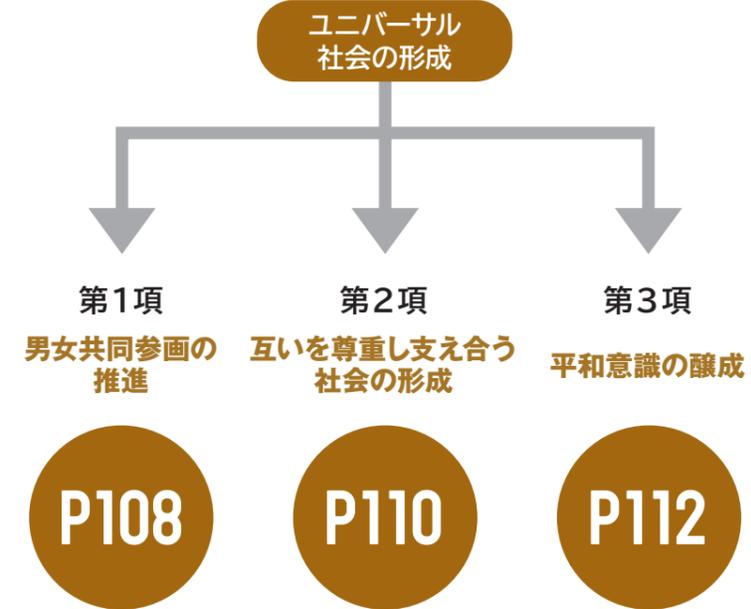
青森市男女共同参画プラザ開催事業

基本方向

全ての人が互いに支え合いながら対等に参画できる、男女共同参画社会の形成を促進します。また、年齢、国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図るとともに、平和の尊さを若い世代に伝えていきます。



施策の体系



第1項 男女共同参画の推進

全ての人が互いに支え合いながら対等に参画でき、男女共同参画社会の形成を促進します。

主な取組

総合的かつ計画的な推進

● 男女共同参画社会の実現を図るため、「青森市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

男女共同参画意識の醸成

● 男女共同参画プラザ「カダール」や働く女性の家「アール」を拠点に、情報発信や啓発活動を行うとともに、「アンジュール」などの情報誌をはじめとする多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する理解を促進します。

● 幼児・義務教育や家庭教育などを通じて、子どもの頃からの男女共同参画意識を育みます。

● 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事

上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるようワーク・ライフ・バランス^{※1}の意義を周知するとともに、その実現に向け企業や各種団体に働きかけを行います。

● 女性の採用・登用などの積極的な取組（ポジティブ・アクション^{※2}）について、関係機関と連携し企業や各種団体に働きかけを行います。



男女共同参画推進月間オープニングイベント

※1 [ワーク・ライフ・バランス] 仕事と生活の調和。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

※2 [ポジティブ・アクション] これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組のこと。

男女共同参画に向けた支援

● 男女共同参画の推進に取り組む団体との連携のもと、社会活動における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画プラザ「カダール」や働く女性の家「アコール」において、各種情報や活動の場を提供するなど、活動団体を支援します。



男女共同参画プラザ「カダール」(情報ステーション)



男女共同参画推進表彰

目標とする指標

● 市の附属機関における女性委員の割合

法律または条例の定めにより設置された市の附属機関の委員に占める女性の割合

基準値: 20.03% (2018(平成30)年4月現在)



第2項

互いを尊重し支え合う社会の形成

年齢や国籍、障がいの有無等に関係なく、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を図ります。

主な取組

ノーマライゼーション^{※1}・人権擁護の推進

● 障がいのある人となない人が交流することができ、障がいの確保や、小・中学生を対象とした「福祉読本」の活用、人権啓発に関するリーフレットの配布などを通じた啓発活動により、ノーマライゼーション理念と人権意識の普及啓発を図るとともに、人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めます。

● 子ども・高齢者・障がい者に対する虐待及びインターネット上のいじめ、配偶者などへの暴力、性的マイノリティ^{※2}に関する理解不足など、多様化する人権問題に適切に対応するため、関係機関と連携し、人権意識の普及啓発

を図るとともに、相談体制の充実を図り、あらゆる暴力を許さない環境づくりを推進します。

● 高齢者や障がい者などが安全かつ快適に暮らすことができるよう、日常生活圏などのバリアフリー^{※3}化やユニバーサルデザイン^{※4}の導入を推進します。

● 外国人住民に対する市民サービスや防災情報などの多言語化をはじめとする生活支援や、地域活動の情報提供などを通じた社会参加の促進を行うことにより、外国人住民が



ユニバーサルデザインの多目的トイレ

※1 [ノーマライゼーション] 障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそ普通(ノーマル)な社会であるという考え方。
 ※2 [性的マイノリティ] レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障がい者など心と身体の性が一致しない人)の頭文字をとったLGBTなど性的少数者のこと。
 ※3 [バリアフリー] 障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などをすべてを除去するという考え方。
 ※4 [ユニバーサルデザイン] あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

地域社会の構成員として安心して暮らせる環境づくりを推進します。

● 市民に対する多文化共生※1の意識啓発を行うとともに、市民団体や関係機関と連携して実施するイベントなどを通じ、外国人住民との交流促進を図ります。



国際交流員による異文化理解講座

目標とする指標

● 地域における交流事業開催数

障がい者の支援を行っている
地域活動支援センター※2施設開放
(交流事業)の開催数

基準値: 364回 (2018(平成30)年度見込み)

目標値 → **409** 回



障がい者週間イベント



※1 [多文化共生] 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※2 [地域活動支援センター] 障がいによって働く事が困難な人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な情報提供や相談を受けられることで生活能力の維持や向上を図る福祉施設。

主な取組

平和意識の普及啓発

- 「非核・平和のまち宣言」及び「平和都市宣言」に込められた平和への決意・願いを具現化し、次世代に平和の大切さを継承していくために、継続的に平和施策に取り組みます。
- 先の大戦の戦没者を悼む機会などを通じて平和の尊さを市民に伝え、関係団体と連携しながら平和意識の醸成を図ります。
- 学校での平和に関する学習とともに、本市と同じように戦争で被害を受けた身近な東北の都市へ中学生を派遣し、平和への取組を肌で感じてもらうことで、平和の尊さに対する子どもたちの理解を深めます。

第3項 平和意識の醸成

平和の尊さを、市民、特に若い世代に伝えていきます。



平和祈念式典



平和・防災学習

目標とする指標

● 平和関連事業に参加した中学校の割合

平和・防災学習に参加したことの
ある市立中学校の割合

基準値: 21.1% (2018(平成30)年度)

目標値 → **100** %

